

つりチェーン用クランプの認定基準の一部改正について

1 適 用
 現行のまま

2 材 料 等

(1) つりチェーン用クランプの各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

構 成 部 分		規 格
取 付 部	本 体	日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS330 の規格又は日本工業規格 G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD350-22 の規格
	押 し ボ ル ト	日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS330 の規格
つ り 部	つ り 輪 (伸縮部を含む)	日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS330 の規格、日本工業規格 G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定める SPHC の規格又は日本工業規格 G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD350-22 の規格
	その他の部分	日本工業規格 G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定める SPHC の規格

(2) つりチェーン用クランプの各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

【解 説】

- (1) (1) の本文中「機械的性質」とは、特に「引張強さ」を指すものである。
 (2) (1) の表の左欄に掲げる構成部分は、それぞれ図-1に示す部分をいうものである。

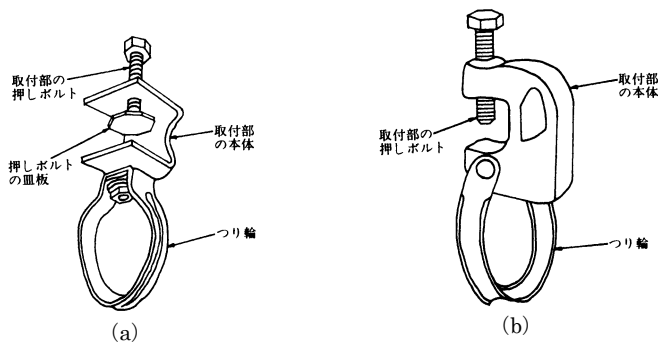


図-1 つりチェーン用クランプの例

(3) (2) の「著しい損傷、変形」については、第1章第1節の3の(2)と同趣旨である。

3 構 造 等

つりチェーン用クランプは、取付部及びつり部を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合する

ものでなければならない。

- (1) 取付部は、次によるものとする。
 - a 使用中にH形鋼等から離脱しない構造であること。
 - b 押しボルト式のものにあつては、ねじの直径がねじ山を含め11mm以上であり、図-2に示す寸法が、A寸法にあつては、11mm以上とし、B寸法にあつては、18mm以上であること。
- (2) 取付部とつり部とを結合する構造のものにあつては、ボルト又は溶接等により確実に行うものとする。なお、ボルト締めについては、緩み等による脱落を生じない構造とする。
- (3) ~~つり部が~~鋼板を使用するつり輪であるものにあつては、図-2に示すように、板厚2.2mm以上とし、かつ、つりチェーンのかかり部に丸みをつけること。

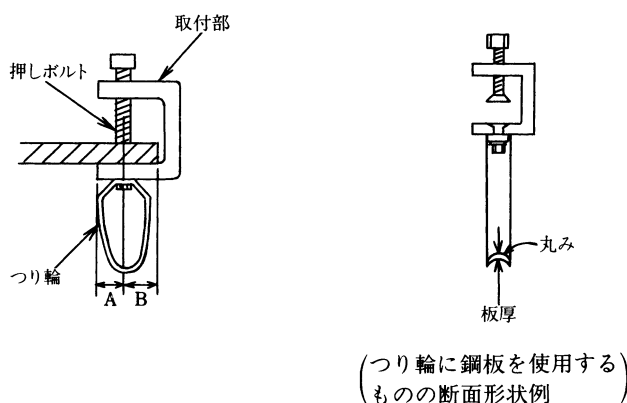


図-2

- (4) つり部の長さを調節できる構造のものにあつては、抜け止めの機能を有していること。

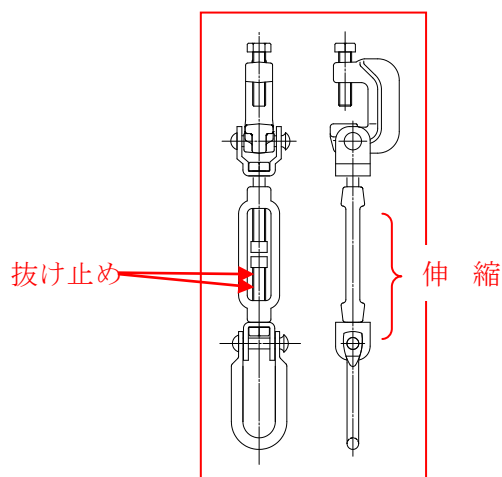


図-3 つり部の長さを調節できる構造のもの例

【解説】

- (4) の抜け止めの機能とは、通常行う長さ調節作業において、容易に外れない構造のものであること。

つりチェーン用クランプの使用基準

1 適 用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定するつりチェーン用クランプについて適用する。

2 取付方法等

(1) 使用中に生ずる滑り又は脱落等のおそれがないような取付方法によるものとする。

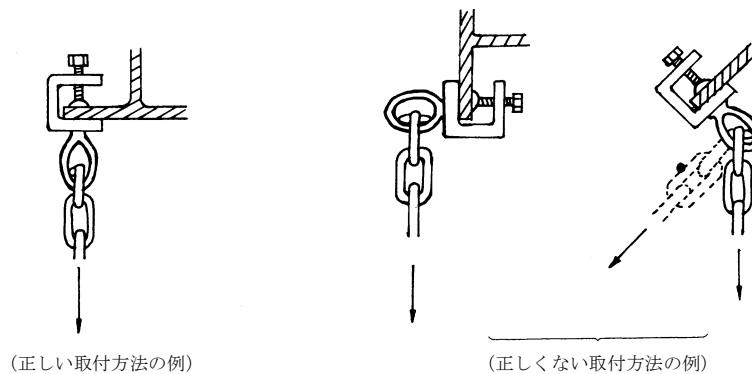


図-1 つりチェーン用クランプの取付方法

(2) あて物を挟む等、使用中に滑り又は脱落等のおそれがあるような取付をしないものとする。ただし、試験等により安全性が確認された場合はこの限りでない。

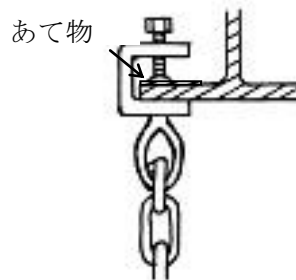


図-2 つりチェーン用クランプにあて物を挟んだ例

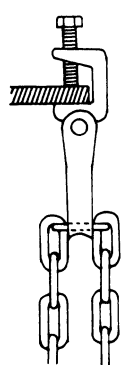
- (2)(3) H形鋼に取り付けるにあたって、取付部の押しボルトは、 $3.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以上 $4.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以下のトルクで締め付けるものとする。
- (2)(4) H形鋼等に取り付けるときのつかみ厚さについては、 6mm 以上とする。
- (4)(5) H形鋼等への取り付けは、取付部のかかり代を大きくとるものとする。
- (6) 長さを調節できるものにあつては、無理に抜け止めを超えて調節することの無いようにすること。

3 管 理

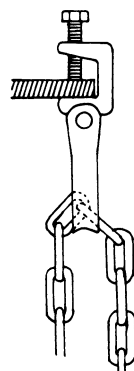
- (1) 強風等の悪天候又は強い地震のあったあと、もしくは取付部の周辺に強い振動を与えるような作業があったあとは、使用中のつりチェーン用クランプの各部について、変形、破損、緩み等の異常の有無について点検するものとする。
- (2) 使用中又は点検の際、つりチェーン用クランプの各部に著しい変形、腐食等の異常を発見したときは、直ちにこれを異常のないものと取り替えるものとする。

4 その他の注意事項

- (1) つりチェーン用クランプのつり輪につりチェーンをかけるときは、つりチェーンのリンクが変形しにくいように取り付けるものとする。



リンクが変形
しやすいかけ方



リンクが変形
しにくいかけ方

図-3 つりチェーンのかけ方

- (2) 鋼材等の吊り上げ用のつりもとに使用しないものとする。
- (3) 水平親綱の取付部に用いる場合には、実際の荷重条件に近い状態で強度試験を行い、安全性を確認すること。